

○大阪市立防災センター条例

昭和 56 年 4 月 1 日

条例第 43 号

大阪市立防災センター条例を公布する。

大阪市立防災センター条例

(設置)

第 1 条 本市に防災センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大阪市立阿倍野防災センター

位置 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目

(目的)

第 2 条 センターは、災害に関する知識及び防災技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における応急活動の拠点としての役割を果たすことを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する教育及び指導
- (2) 地震その他の災害及び防災に関する資料及び装置の展示
- (3) 防災に関する講演会、講習会、研究会等各種行事の開催
- (4) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日(以下「日曜日等」という。)以外の日)
 - (2) 毎月の最後の木曜日(その日が休日又は前号の規定による休館日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等以外の日)
 - (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、第 14 条の規定によりセンターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(使用許可)

第6条 センターの防災研修室(以下「防災研修室」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、防災研修室の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 営利を目的とするとき
- (4) 管理上支障があるとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (6) その他不相当と認めるとき

3 指定管理者は、第1項の許可に防災研修室の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、防災研修室の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号に定める事由が発生したとき
- (2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
- (3) 偽りその他不正な手段により前条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けたとき

(意見の聴取)

第7条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条第2項第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第6条第2項第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 6歳未満の者で成年者が同伴しないもの

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (3) 建物、附属設備、資料又は展示品を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者

(使用料)

第9条 防災研修室の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(附属設備の使用)

第10条 使用者は、市規則で定める使用料を納付して附属設備を使用することができる。

(使用料の納付の時期)

第11条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 本市が実施する施策に協力する団体が行う防災に関する講演会、講習会、研究会その他これらに類する行事で市政に寄与すると市長が認めるものために使用するとき
- (2) 防災に関する本市の事務又は事業のために使用するとき
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により防災研修室を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が防災研修室の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(管理の代行)

第14条 センターの管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請(以下「指定申請」という。)をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
(指定申請)

第 16 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(失格条項)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しないもの
- (3) その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第 1 号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの(以下「指定管理予定者」という。)として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第 2 条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第 19 条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第 20 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げるセンターの事業の実施に関する事
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- (3) その他センターの管理に関する事

(施行の細目)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(昭和 56 年 4 月 18 日施行、告示第 231 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成 16 年 2 月 2 日条例第 2 号、附則ただし書に規定する規定を除くその他の規定、平成 16 年 5 月 1 日施行、告示第 460 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 8 条の次に 13 条を加える改正規定(第 15 条から第 18 条まで及び第 19 条前段に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 2 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日条例第 109 号)

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

区分	使用料				
	入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収しない場合			入場料、受講料その他これらに類する料金を徴収する場合	日曜日等を使用する場合
	午前	午後	全日		
防災研修室を使用する場合	11,800 円	23,400 円	31,700 円		
所定の中仕切りを用いて防災研修室の面積の 2 分の 1 を使用する場合	5,900 円	11,700 円	15,900 円	左記の 5 割増しとする。	左記の 2 割増しとする。

備考 この表において「午前」とは午前 10 時から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいい、「全日」とは午前 10 時から午後 5 時までをいう。

○大阪市立防災センター条例施行規則

平成 16 年 4 月 30 日

規則第 100 号

大阪市立防災センター条例施行規則を公布する。

大阪市立防災センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市立防災センター条例(昭和 56 年大阪市条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第 2 条 条例第 10 条の使用料は、別表のとおりとする。

(指定申請の公告事項)

第 3 条 条例第 15 条第 5 号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 4 条第 2 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の申請(以下「指定申請」という。)を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第 17 条各号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における次に掲げる書類(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書(これに相当する書類を含む。)

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第 17 条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの防災センター(以下「センター」という。)の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) センターの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
(資料の提出の要求等)

第 5 条 市長は、条例第 18 条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第 6 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) センターの管理の業務の実施状況
- (4) センターの利用者数、防災研修室の稼働状況その他の利用状況
- (5) センターの管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後)2 月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該 2 月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

(損害賠償等)

第 7 条 センターの防災研修室(以下「防災研修室」という。)の使用の許可を受けた者又は入館者が建物、附属設備、資料又は展示品を損傷し、又は亡失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行の細目)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大阪市立防災センター規則(昭和 56 年大阪市規則第 79 号)
- (2) 大阪市立阿倍野防災センターの指定管理者の指定手続に関する規則(平成 16 年大阪

市規則第 6 号)

附 則(平成 17 年 3 月 4 日規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 11 日規則第 162 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 49 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

品名	単位	使用料		
		午前	午後	全日
拡声装置	一式	1,800 円	1,800 円	3,600 円
MD・CD プレーヤー	1 台	1,300 円	1,300 円	2,600 円
カセットレコーダー	1 台	600 円	600 円	1,200 円
ビデオ・DVD プレーヤー	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
液晶プロジェクター	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
書画カメラ	1 台	400 円	400 円	800 円

備考 この表において「午前」とは午前 10 時から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいい、「全日」とは午前 10 時から午後 5 時までをいう。